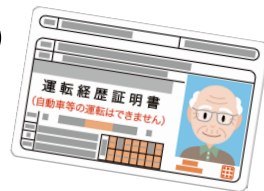


運転免許証を自主返納された方への支援を開始します。



桂川町では、高齢運転者等による交通事故抑止のため、年齢や身体的な理由により、運転免許証の自主返納をされた方に支援（タクシー乗車券の交付）をおこないます。

対象者

● 以下の条件をすべて満たす方

- 平成 31 年 4 月 1 日以降に所有する全ての運転免許を自主返納された方
- 運転免許証を自主返納した日から 6 か月以内に申請された方
- 桂川町の住民基本台帳に登録がある方



支援の内容

● 申請に基づき、1 人 1 回に限り支援を行います。

- タクシー乗車券 11,000 円分 (500 円× 22 枚綴)

申請から交付までの流れ

1 運転免許試験場など

申請による運転免許の取消し手続き（免許の自主返納）

※必ず、運転免許証の有効期限内に行ってください。

自主返納後に「申請による運転免許の取消通知書」が発行されます。

- 受付場所 県内の自動車運転免許試験場 又は 県内の各警察署
- 受付時間 午前9時～午後4時（土日、祝日、年末年始を除く）
- 必要なもの 運転免許証
- 手数料 無 料
- その他 「運転経歴証明書」が必要な方は、1,100 円と顔写真（警察署での申請時のみ）が必要です。
筑豊自動車運転免許試験場は即日交付、警察署では後日交付になります。
- お問合せ 筑豊自動車運転免許試験場（☎ 26-7110）
飯塚警察署 交通課（☎ 21-0110）
- その他 必ずご本人が窓口で申請してください。

2 桂川町

総合福祉センター「ひまわりの里」
健康福祉課 高齢者・女性係

支援の申請手続きをおこなってください

※自主返納した日から 6 か月以内に申請

- 申請窓口 桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内 健康福祉課
- 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）
- 必要なもの (1) 「申請による運転免許取消通知書」（原本） ←
- (2) 取消し手続き済み（自主返納後）の運転免許証
※取消し手続き済みの「運転免許証」は返却されますので、受取ってください。
- (3) 印かん

【問合先】 桂川町健康福祉課 高齢者・女性係 ☎ 65・0001